

船員保険就学等援護費の改正について

1. 概要

- 就学援護費は、職務上の事由による遺族年金及び障害年金の受給者及びその家族の教育費の負担軽減を図ることを目的として、労災保険の社会復帰促進等事業として実施されているが、平成 21 年 12 月前の職務上災害に係る遺族年金又は障害年金の受給者については、経過措置的に船員保険から支給している。
- 労災保険の就学援護費の支給について、令和 5 年 4 月 1 日に改正が行われたことから、船員保険の就学等援護費についても同様の改正を行う。

2. 改正内容

(1) 船員保険就学援護費の支給額の引上げ

- ① 小学校の在学者 月額 14,000 円→月額 15,000 円
- ② 中学校の在学者 <通信制以外> 月額 18,000 円→月額 20,000 円
<通信制> 月額 15,000 円→月額 17,000 円
- ③ 高等学校の在学者等 <通信制以外> 月額 17,000 円→月額 19,000 円
<通信制> 月額 14,000 円→月額 16,000 円

(2) 船員保険就労保育援護費の支給額の引下げ

- 要保育児一人につき 月額 13,000 円→月額 11,000 円

3. 適用日

令和 5 年 4 月 1 日から適用する。